

# 児者一貫と地域移行

2024.2.18 県守る会学習会

本稿は「両親の集い」第763号に掲載された茶圓光彦氏の特別講演「地域移行なる幻想」の要点を再編集したものである。

## 1. 児者一貫について

戦前には重症心身障害児に対する施策はなかった。戦後の昭和22年にやっと知的障害児と肢体不自由児に対する施策が児童福祉法制定児時に盛り込まれた。昭和22年当時重度の知的障害と重度の肢体不自由の重なった重症心身障害はその定義すらなかった。重症児に対する施策は「児童福祉法」により昭和42年に法制化された。知的障害・肢体不自由・重症心身障害に対する施策は基本的に児童に対するものだった。当然成人(18歳以上)に達したら施設を出なければならない。それが現実的でない、施策として充分でないということは行政も親たちも知っていた。そこで行政がしたのは、昭和42年の児童福祉法改正で、重症心身障害児については「18歳以上の者についても、その者を当分の間、児童福祉施設に所在させることができる。」と規定した。児童を対象とする児童福祉法に例外的なものとして成人の処遇に関する規定を置いたのは立法論、法体系としてはめちゃくちゃだった。私ども守る会としては「当分の間、児童福祉施設に所在することができる」との法規定、すなわち児者一貫制度を「定着」させようと行政に、そして社会に働きかけ、その成果を見た。ともあれ守る会の運動は行政の理解を得ることができた。すなわち、「障害者総合支援法」によつても児者一貫制度はいくつかの条件(日中活動など)はつけられたものの、守り得た。

知的障害児入所施設と肢体不自由児入所施設ではその後成人の法が制定されていたのだが、障害者総合支援法の制定によって児童施設に成人が所在することができなくなり、成人施設への移行が強く求められる状況となっている。これに対する両陣営の団体は反対することなく、それどころか一方で両障害のオピニオンリーダーに「脱施設論」「地域移行論」が猖獗をきわめてきて、守る会から見ればなんとも不思議な状況となっている。

児者一貫制度が今後どのようになるか見当がつかないが、そもそもいびつな法体系の下にあった制度ではあったが、従来、行政(厚生労働省)は、そのいびつな理解していく、私ども守る会の主張を受け入れてくださったと考えている。しかしながら、少子化対策を主目的として設立したこども家庭庁に「児童福祉法」が移ることによって、すなわち管轄庁が分割されることによって従来通りには行かないのではないだろうか。徐々に問題が生じてくるのではないかと危惧している。

## 2. 児者一貫制度と脱施設・地域移行の問題点

### ① 国連の障害者権利条約

国連の障害者施策においては「脱施設」「地域移行」という考え方が主流になっている。この考え方の基礎には「国連の障害者権利条約」があるといえる。わが国でもこの権利条約を錦の御旗として脱施設・地域移行の主張をなさっている方々が多数存在し、たとえば「内閣府障害者政策委員会」メンバー30名のうち、ほとんどが脱施設・地域移行派と言える。わが守る会から参画している安部井聖子委員は例外的な存在で「重症心身障害児者に入所施設は必要である」と委員会において遠慮がちに発言しており反発を受けている。

障害といっても重症心身障害、つまり重度の知的障害を有するものと身体障害とでは全く違う。この両者の重大な違いを理解せずに重度知的障害、重症心身障害をも対象として脱施設、地域移行の理想論を唱える地域ネットの主張を私(茶圓氏)は、観念的理想的者であり、「青臭い」(未熟)と批判したいと思う。

### ② 脱施設、地域移行とは何か

昭和56年の国際障害者年理念に「障害者の社会への完全参加と平等というテーマに端的に表現されているように、この社会から全面的に障害者に対する偏見と差別意識を除去し、障害者が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野で活動すると共に、生活を営むことができるようとするものである。」と書かれている。茶圓氏は、しかし、これは理念はまっとうだが具体的な施策を示しているわけではない、と言っている。

昭和63年10月中央児童福祉審議会精神薄弱児(者)対策部会で、精神薄弱者の居住の場のあり方について、「グループホーム制度の創設への提言」という文書が出された。行政レベルで「グループホーム」という概念が表れたのはこの時が初めてだった。この意見書のグループホームは街中の住宅を利用して複数で生活する場を想定している。

平成11年1月25日中央児童福祉審議会精神薄弱児部会意見具申の部会で「知的障害者の厚生施設は、知的障害者に自立のために必要な指導および訓練等を行うことを目的とする。入居者の地域生活への移行を促進するため障害の程度や、年齢に応じた期間を定めた個別プログラムによる訓練機能の強化のほか、地域生活の準備の支援機能や地域生活へ移行した後のアフターケアの機能等の強化を図る必要がある。」と報告されているが、茶圓氏は重度の知的障害児が、まして重症心身障害児者が通過施設で指導・訓練を受けたからといって自立できるだろうかと言っている。

平成14年12月 内閣府障害者基本計画 関係部分の抜粋

「施設等から地域生活への移行の推進。障害者本人の意向を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を推進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活

技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。

茶圓氏は重度の知的障害者、重症心身障害者本人の意向をどのように確認するのだろうか。私には絵空事としか思えないと言っている。

平成16年4月2日の読売新聞に長野県の知的障害者施設の職員が、「普通の幸せ脱施設化で」という文書を寄稿している。一部を引用する。

「グループホームは施設ではない。利用者が家賃も光熱費も負担し、気のあった仲間や援助者とともに市民として暮らす住居である。」とある。茶圓氏はこの人の述べていることは美しい。このようなグループホームが数多くできれば、親は子どもを託して安心して死ねる。しかしながら、このようなグループホームが現実に数多く存在しているであろうか。あるいは存在し得るであろうか。この人は「障害者が仲間や援助者とともに市民として暮らす」と述べているが、その障害者とは、どの程度の障害を持つ者であろうか。また援助者とはどのような人たちのことであろうか。今の施設の指導員が援助者になるのであろうか。この人の主張は総じて抽象的で具体策が曖昧で現実性に欠けるのが問題だと思う。現実を直視する大方の親は、まず重い障害の子どもがグループホームで生活できるとは思わない。そして次に、理想的な援助者が数多くいるとも信じないのである。

令和4年10月24日第73回内閣府障害者政策委員会

安部井聖子委員(守る会東京都支部長)

「医療と一体となって運営されている医療型障害児入所施設や療養介護の事業所は障害者基本計画において地域移行支援の取り組みの対象とされていないことを明記する必要がある。重症心身障害児者の地域移行を進める場合には、てんかんの重責発作や緊急を要する救命への対処が速やかに行われることが地域生活においても、体制が整備されていることが必要で、その体制が整った施策が充分に地域に行きわたった時点で地域移行を議論していただきたい思います。施策を進めながらということや、それぞれの地域での対応というような無責任な議論にならないように第5次障害者基本計画の議論をしていただきたいと思います。」

この懇願とでも言うべき安部井さんの発言に対して委員多数から発言があつたが、全員が反対の主張だった。

B委員(全国脊髄損傷者連合会)

「私は障害者当事者の立場から意見を言わせてもらいますが、安部井委員の意見に反対です。親御さんからすれば心配なのもわかりますけれども、やはりどんな重度の障害があっても地域で暮らせる社会にすべきです。それを目指すような文言を書いていくべきだと思うので、今の無責任という言い回しで意見を言われるのは私はちょっと違うのかなと思います。」

### 茶圓氏の意見

B委員は知的障害者ではありません。移行すべき場所がない重度の知的障害、重症心身障害から見れば、B委員のような「暮らせる社会にすべきです」という理想論で扱われてはたまたものではありません。現実どこに移る場所、環境があるのですか。

C委員(日本社会事業大学院福祉マネージメント研究科准教授)

「私がかつて勤務していた法人でも、たんの吸引とか、あるいは経管栄養が必要な人のグループホームを運営しているという実態があります。ですので、地域移行を望む人はそういったところに地域移行できるということを前提にしてこの計画を作っていくべきではないかと思います。」

### 茶圓氏の意見

「地域移行を望む人」だが、重度の知的障害者や重症心身障害児者から「望む人」をどのようにして見つけるのか。何を説明されても定かに分別できない重い障害のある人に対して、施設に残るか「地域」に移行するかどちらかを選択せよと自己決定を迫ることが幸せにつながるという彼らの主張は、私には到底悪い冗談としか思えない。

### 「地域移行なる幻想」について 茶圓氏の意見

私はこの講演で児者一貫制度について、特にその未来の危うさについて論じたつもりです。なぜならば、脱施設論や地域移行論者の時流に乗った主張を聞くならば、今後は、重症心身障害者や重度の知的障害者も「グループホーム」に移らなければならないということになるからです。

皆さん、彼らの一見美しい主張に惑わされないでください。空想的理窟論は美しいのですが、経済的基礎と援助者マンパワーに関する具体的な検討のない夢物語は現実を混乱させます。

私は地域移行反対論者ではありません。地域移行を理想論で述べるだけでなく、重度の知的障害児者や重症心身障害児者が「終の棲家」として安心して生涯を送ることができる具体的な施策として、現実を混乱させない配慮をしながら施策の構築を目指せと主張しているだけです。

繰り返しますが、重症心身障害児者や重度知的障害児者のための終の棲家としての入所施設は必要です。安易に脱施設、地域移行論者の口車に乗るべきではないと述べたつもりです。